

○筑波大学における連携大学院方式に関する規則

平成16年6月24日
法人規則第38号

改正 平成17年法人規則第44号
平成23年法人規則第63号
平成24年法人規則第10号
令和 元年法人規則第28号

筑波大学における連携大学院方式に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 第一号連携大学院方式の連携教員の業務等（第6条・第7条）
- 第3章 第二号連携大学院方式の連携教員の業務等（第8条―第10条）
- 第4章 学生の修学等（第11条）
- 第5章 経費負担等（第12条・第13条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における連携大学院方式の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法人規則において「連携大学院方式」とは、次に掲げる方式をいう。

- (1) 試験研究機関（以下「研究機関」という。）の研究者を、その身分を保有させたまま、法人の大学教員に採用するとともに、当該研究機関の研究環境を活用して、大学院における教育を行うもの（以下「第一号連携大学院方式」という。）
- (2) 研究機関の研究者を、その身分を保有させたまま、法人の大学教員に採用して、研究群に置く学位プログラムの中に当該教員のみで構成する体系的な教育課程を編成し、当該研究機関の研究環境を活用した教育を行うもの（以下「第二号連携大学院方式」という。）

（連携大学院方式の実施の基本方針）

第3条 連携大学院方式は、大学院の教育研究の一層の充実及び学生の資質の向上が図られるとともに、法人と研究機関との研究交流が促進されることにより、学術及び科学技術の発展に寄与するものであると認められる場合に、これを行うものとする。

（手続）

第4条 法人が連携大学院方式を行おうとするときは、研究機関と協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 研究機関の研究者を法人の大学教員に採用する際の手続に関する事項
- (2) 連携教員（研究機関の研究者であって、連携大学院方式を実施するに当たり、法人の大学教員として採用されるものをいう。以下同じ。）の身分上の取扱い及び従事する業務に関する事項
- (3) 連携教員とその他の大学教員との役割分担に関する事項
- (4) 研究指導を受ける学生（以下「学生」という。）の修学に関する事項
- (5) 経費負担に関する事項

- (6) 第二号連携大学院方式にあつては、教育課程の編成に関する事項
- (7) 協定の変更の手續に関する事項

(連携教員の採用)

第5条 連携教員の採用は、国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則（平成16年法人規則第4号）その他の法人の規則に基づき行うものとする。

第2章 第一号連携大学院方式の連携教員の業務等

(第一号連携大学院方式の連携教員の業務)

第6条 第一号連携大学院方式の連携教員は、連携教員が属する研究群長が定めるところにより、連携大学院方式に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の教育に関すること。
- (2) 入学者の選抜及び学位論文審査に関すること。
- (3) その他研究群長が定める業務

(副指導教員の配置等)

第7条 第一号連携大学院方式を実施する研究群に副指導教員を置く。

- 2 副指導教員は、当該研究群において研究指導の認定を受けた大学教員のうちから、当該研究群長が指名する。
- 3 副指導教員は、連携教員に協力して、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 学生の教育の補助に関すること。
 - (2) 学生に対する修学上のガイダンスに関すること。
 - (3) 学生生活支援に関すること。

第3章 第二号連携大学院方式の連携教員の業務等

(第二号連携大学院方式の連携教員の身分)

第8条 第二号連携大学院方式の連携教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第12条に規定する専任教員として取り扱う。

(第二号連携大学院方式の連携教員の業務)

第9条 第二号連携大学院方式の連携教員は、連携教員が属する研究群長が定めるところにより、連携大学院方式に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の教育に関すること。
- (2) 入学者の選抜及び学位論文審査に関すること。
- (3) 法人が定める手續による連携教員の選考に関すること。
- (4) その他研究群長が定める業務

(協力教員の配置等)

第10条 第二号連携大学院方式を実施する研究群に協力教員を置く。

- 2 協力教員は、当該研究群において研究指導の認定を受けた大学教員のうちから、当該研究群長が指名する。
- 3 協力教員は、連携教員に協力して、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 学生に対する修学上のガイダンスに関すること。
 - (2) 学生生活支援に関すること。

第4章 学生の修学等

(学生の修学等)

第11条 学生の修学方法等については、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）及びそれに基づく法人の規則の定めるところによる。

- 2 研究機関において学生が関係する事件又は事故が発生した場合は、法人と当該研究機関が相互に協力して、これを処理する。
- 3 法人及び研究機関は、学生に対し、学生教育研究災害傷害保険に加入するよう指導するものとする。
- 4 学生の研究成果の公表については、法人と研究機関が協議の上決定する。
- 5 学生の研究により生じた発明等の知的財産の取扱いについては、法人と研究機関が協議の上決定する。

第5章 経費負担等

(経費負担)

第12条 法人は、研究機関と協議の上、教育研究に直接要する経費を負担する。

- 2 学生が研究機関において研究指導等を受ける場合の施設設備の使用料は、当該研究機関の負担とする。

(事務)

第13条 研究群における連携大学院方式の実施に関する事務は、当該研究群に対応するエリア支援室が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この法人規則は、平成16年6月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法人規則施行前に法人と独立行政法人物質・材料研究機構との間で締結した第二号連携大学院方式の実施に係る協定については、この法人規則により締結したものとみなす。
- 3 この法人規則施行前に研究機関と締結した連携大学院方式の実施に係る協定については、前項の協定を除き、なお従前の例による。

附 則（平17.4.28法人規則44号）

この法人規則は、平成17年4月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学における連携大学院方式に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23.9.29法人規則63号）

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規則10号）

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人規則28号）

(施行期日)

- 1 この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び専攻並びに当該研究科の研究科長に係る第2条第2号、第4条第2項第6号、第6条本文及び第3号、第7条第1項及び第2項、第9条本文、第3号及び第4号、第10条第1項及び第2項並びに第13条の規定の適用については、この法人規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。